

消費者相談室ニュース

「火災保険請求を代行する」という勧誘にご注意！

台風などの自然災害により住宅に損害を受けた方に対し、「保険請求を代行するから、保険金で住宅を修理しないか」と電話や住居を訪問して勧誘されトラブルとなった、という苦情が寄せられています。

業者は「保険金の範囲内で修理するから自己負担はない」など、「無料」を強調しますが、実は、有償の住宅修理の工事契約や多額の解約手数料をとることが目的です。契約を結んだものの、保険金が下りなかった、工事内容がずさん、修理が必要な範囲を超えた、修理していない部分まで修理費を請求された等のトラブルが起きています。

保険を利用して住宅を修理する場合には、必ず事前に契約している保険会社や代理店に相談しましょう。保険金の請求は、請求の内容が事実と異なる、不適切な請求がなされるなどの場合には、保険会社とトラブルになる可能性がありますので、契約者本人が申請してください。



住宅を修理する場合は、数社から見積もりを取り、金額や契約内容を十分に検討した上で契約しましょう。契約を急がせる業者は避け、見積書や契約書面を預かって、「検討する、頼むときにはこちらから連絡する」という慎重な態度が大切です。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

月・水・金 10:00～16:00
 千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
 TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
 URL <http://www.shufuren.net/wordpress/cc/>

